（東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則の一部改正）

第四条　東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成二十三年厚生労働省令第百五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第四条中「第二十三条第二項第五号に規定する原子炉施設」に改め、「及び第三十二条」を「、第三十二条及び第四十四条（同条第一項第四号に係る部分に限る。）」に改める。

附則第四条の二中「ついては、」の下に「第十一条（同条第一項第三号に係る部分に限る。）」を「おいて、」の下に「第十一条第一項中「除染等業務従事者」とあるのは「電離則第四条第一項の放射線業務従事者（次項及び第十四条において単に「放射線業務従事者」という。）」と、同条第二項中「除染等業務従事者」とあるのは「放射線業務従事者」と、」を加え、「電離則第四条第一項の放射線業務従事者（以下この条において単に「放射線業務従事者」という。）」を「放射線業務従事者」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、原子力規制委員会設置法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年七月八日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○経済産業省令第三十六号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う経済産業省関係省令の整理等に関する省令を次のように定める。

平成二十五年七月八日

経済産業大臣　茂木　敏充

原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う経済産業省関係省令の整理等に関する省令

（原子力発電施設解体引当金に関する省令の一部改正）

第一条　原子力発電施設解体引当金に関する省令（平成元年通商産業省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和三十二年法律第百六十六号」の下に「。以下「原子炉等規制法」という。」を加え、同条第一号イ中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、同条第三号中「原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者」に改め、同条第五号中「電気事業法第四十七条第一項又は第二項」を「原子炉等規制法第四十三条の三の九第一項又は第二項」に改める。

（電気事業法施行規則の一部改正）

第二条　電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第七十三条の二の二中「法第五十条の二第一項」を「法第五十一条第一項」に改める。

第七十三条の五第二項第二号中「法第五十条の二第七項」を「法第五十一条第七項」に改める。

第七十三条の六中「法第五十条の二第三項」を「法第五十一条第三項」に改め、同条第一号中「法第五十条の二第七項」を「法第五十一条第七項」に改める。

第七十三条の六の二第一項中「法第五十条の二第三項」を「法第五十一条第三項」に改める。

第七十三条の八中「法第五十条の二第四項」を「法第五十一条第四項」に改める。

第七十三条の九中「法第五十条の二第五項」を「法第五十一条第五項」に改める。

第八十二条の二第二項及び第八十三条の二第一号中「法第五十条の二第七項」を「法第五十一条第七項」に改める。

第八十五条中「特定ボイラー等又は輸入特定ボイラー等を」を「ボイラー等であって耐圧部分について溶接をするもの（以下この条において「特定ボイラー等」という。）又は耐圧部分について溶接をしたボイラー等であって輸入したもの（以下この条において「輸入特定ボイラー等」という。）を」に改める。

第八十六条中「法第五十条の二第四項」を「法第五十一条第四項」に、「法第五十条の二第五項」を「法第五十一条第五項」に改める。

第八十九条の二中「法第五十四条第一項」を「法第五十四条」に改める。

第九十四条の四第二項及び第九十四条の五第一号中「法第五十条の二第七項」を「法第五十一条第七項」に改める。

第九十四条の七中「法第五十条の二第四項」を「法第五十一条第四項」に、「法第五十条の二第五項」を「法第五十一条第五項」に改める。

第九十四条の八第一項中「法第五十条の二第一項」を「法第五十一条第一項」に改める。

第百十七条第一項中「法第五十条の二第四項」を「法第五十一条第四項」に、「法第五十条の二第五項」を「法第五十一条第五項」に改める。

第百三十三条中「法第百七条第八項」を「法第百七条第七項」に改める。

様式第五十二の二中「電気事業法第50条の2第3項」を「電気事業法第51条第3項」に改める。

様式第八十四の裏面中「第49条から第52条まで、第54条及び第55条」を「第49条及び第50条」に改め、「燃料体の加工をする者」「若しくは格納容器等」及び「6　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機構の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。」を削り、「7　経済産業大臣」を「6　経済産業大臣」に改め、「第50条の2第3項、第52条第3項、第54条第1項若しくは第55条第4項（原子力発電工作物に係る場合に限る。）又は」を削り、「第107条第7項」を「第107条第6項」に、「第50条の2第3項」を「第51条第3項」に、「第54条第1項」を「第54条」に改め、「第120条の2　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、20万円以下の罰金に処する。」及び「二　第107条第6項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。」を削る。

（電気事業法関係手数料規則の一部改正）

第三条　電気事業法関係手数料規則（平成七年通商産業省令第八十一号）の一部を次のように改正する。

第三条を削る。

第二条の二中「法第五十条の二第三項」を「法第五十一条第三項」に、「別表第二の二」を「別表第三」に、「法第五十条の二第七項」を「法第五十一条第七項」に改め、同条を第二条とする。

第五条を削る。

第六条第一項中「別表第六」を「別表第五」に、「法第五十条の二第七項」を「法第五十一条第七項」に改め、同条を第五条とする。

別表第三を削る。

別表第二の二中「第二条の二」を「第三条」に改め、同表を別表第三とする。

別表第五を削る。

別表第六中「第六条」を「第五条」に改め、同表を別表第五とする。

（発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部改正）

第四条　発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項に次のただし書を加える。

ただし、原子力発電工作物については、この限りでない。

第二十四条中「（原子力発電所に施設するものを除く。以下同じ。）」を削る。

（原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律施行規則（平成十七年経済産業省令第八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第二十三条第二項第八号」を「第四十三条の三の五第二項第八号」に改める。

第十一条第三項中「第二十三条第二項第八号」を「第四十三条の三の五第二項第八号」に改める。

（原子力発電工事償却準備引当金に関する省令の一部改正）

第六条　原子力発電工事償却準備引当金に関する省令（平成十九年経済産業省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「昭和三十二年法律第百六十六号」の下に「。以下「原子炉等規制法」という。」を加え、「第二十三条第一項第一号」を「第四十三条の四第一項」に改め、同条第二号中「電気事業法（以下「法」という。）第四十七条第一項」を「原子炉等規制法第四十三条の三の九第一項」に、「法」を「電気事業法」に改める。

第二条中「法第四十七条第一項」を「原子炉等規制法第四十三条の三の九第一項」に改める。

附　則

この省令は、原子力規制委員会設置法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年七月八日）から施行する。